

群会議の話題

東京土建一般労働組合
港 支 部
〒105-0014 港区芝2 30 7
TEL 03(3451)6673
FAX 03(3451)6643

働き方改革への対応せまる

東京労働局は2024年度に時間外労働の上限規制が建設業に適用されることを見据え、建設業の働き方改革を推進する施策を本格化させることを発表しました。「建設業は特殊な働き方」では済まされません。社会情勢が変わり、無理な働き方は摘発されます。法令に則した対応が求められます。

労働時間とは

労働時間とは使用者の指揮命令下におかれた時間のことをいいます。具体的には下記のような時間が労働時間にあたります。

労働時間に当たる場合	労働時間に当たらない場合
●始業前、終業後の片付け	●休憩時間
●手待ち時間	●お茶、タバコの時間
●会社が義務付けした朝礼、朝掃除等	●通勤時間

「法定」と「所定」の違い

法定とは法律で定められていること、所定とは会社ごとに定められていることをいいます。一般的に「残業」とは、会社の所定労働時間を超えて働くことを言いますが、今回の上限規制は必ずしも会社の残業時間とイコールとはいえません。労働時間・休日に関する原則に記載した①36協定の締結・届出②割増賃金の支払い、法定労働時間および法定休日を超えた場合を言います。例えば、会社の所定労働時間が9時から17時、休憩1時間の会社であれば、この会社の所定労働時間は7時間となり、18時まで残業をしたとしても、この範囲内であれば、36協定の提出も割増賃金の支払いも不要となります。まずは、自社の労働時間をしっかり把握しましょう。

割増賃金とは

法定労働時間を超えて働いた場合、割増賃金の支払いが必要になります。割増率は法律で決まっています。

	割増賃金
法定労働時間(1日8時間・1週間40時間)	25%以上
法定休日(原則週1日)	35%以上
深夜時間(22時~5時)	25%以上

土曜日勤務、日給はどくなる?!

これまで、建設業界の働き方で慣習化している「土曜日」の働き方はどうなるのでしょうか。法定労働時間の取り決めにより、1週間の労働時間は40時間となります。それを超えたものは残業として、36協定の届け出が必須です。

残業代を払わずに週40時間を超えて、土曜日でも働くのであれば別日に休みが必要になります。労働者一人ひとりの労働時間の管理が必要になります。

また、日給も暗黙の取り決めて現場が早く終わっても遅く終わっても「この日給(金額)でお願い」という働き方の考え方は見直す必要があります。労働の開始・終了時間を把握し、労働時間に当たらない「休憩時間」も曖昧にせず、取り決めることで1週間・1か月の労働時間の把握が必要なためです。そのことで労働者の休日を確保します。

建設業界は「工期」があり、「気候」によっては仕事が出来ない、という実態がある中で慣習が出来てしまい、今回の法令とは相反する部分が出てくることは否めません。事業所によってはそれまでの就業規則なども見直す必要が出てくるかもしれません。支部での相談もすすめながら、事業所の実態と法令のすり合わせは今すぐにも始めましょう。

年末拡大、春一番拡大、組織強化にご協力ください!

今年は年間拡大目標を2022年1月現勢1,264人の13%(165人)、1%実増(2023年1月現勢1,277人)として組織拡大運動に取り組んでいます。

コロナ禍3年目で仲間の仕事と暮らしに向き合い、仲間の声を集めて要求実現に向けて、「組織増勢1%実増」「運動ができる、仲間がつながる組織活動」をすすめ、来春の増勢と年間拡大目標の達成めざし、最後の奮闘にご協力ください。

また年明け早々から、春一番拡大運動に取り組みます。2023年1月~3月の間の目標拡大率を2022年1月現勢数の2.5%として取り組みますので、引き続きご協力をお願いします。

様々なモノの値上がりする中で、国保料を少しでも節減することが出来る土建国保の魅力を一層輝かせて、組合未加入の仲間にも広く呼びかけて加入に結び付けます。よろしくお祈りします。

石綿作業主任者講習のご案内

現場に必ず1人の作業主任者が必要

石綿作業主任者は、労働安全衛生法に定められた作業主任者で、石綿作業の現場における事業者より現場に1人の資格取得者を置くことが定められている。建築物には、基本的には石綿を含有していることから、現場に1人の有資格者が必要。東京土建技術センターでは、石綿則の変更に伴い、石綿作業主任講習の開催を増加させてきました。

また、作業をする(現場に出る)人は全員、石綿特別教育の取得が必要です。



石綿作業主任者講習 日程

2月21日～22日
3月9日～10日

締め切り日、申し込み等は支部へ

詳しくは支部までお問い合わせください

改修工事に関わる石綿則の法改正について

2022年4月より法改正が行われ、

- ①延床面積80㎡以上
- ②請負金額100万円以上の建築物改修工事

において、石綿含有の有無を事前調査・報告が義務になっています。あわせて、2023年10月から有資格者による調査・報告が義務付けられました。

石綿含有建材は2006年9月に使用が禁止されるまで建物等に使用されており、該当する建物は石綿が含有しているという「みなし」として対応が必要になります。違反者には罰則も設けられています。

東京土建のアスベスト対策で石綿健康障害を根絶しよう

求職者と求人労働組合がつなぐ

求職・求人の流れ

求職

建設業に就労希望が現在就労先が決まっていない方

①求人紹介
②求職申込

面接・採用
(雇用契約)

求人

「無料人材紹介所」の説明を受け登録した事業所

①求人申込
②求職紹介
③結果報告

東京土建一般労働組合「無料人材紹介所」

仕事対策部発！ 無料人材紹介所

仕事対策部で行っている無料人材紹介所は、建設業で長く安定した雇用で働きたい求職者と労働条件が整備された事業所を労働組合がつなぐ紹介所です。

求職者と求人を求める事業所の登録とともに募集しています。詳細は東京土建本部仕事対策部までご連絡下さい。

登録の要件

- 労働基準法等関係諸法令を遵守し、労働条件の向上をめざします
- 社会保険(厚生年金・健康保険)・労働保険(雇用保険・労災保険)の全社員適用をします(健康保険は建設国保を含む)
- 採用に当り、雇用契約書および労働条件通知書の発行をします

- 36協定を提出し、労働時間管理と時間外労働の削減努力をします
- 就業規則の整備をすすめ、雇用の向上と安定をめざします
- 労働者の安全と健康に留意する経営に努めます
- CCUS(建設キャリアアップシステム)に登録(ないし、登録予定)しています



スマホやPCからも回答できます



用紙を提出できない場合は、QRコードを読み込み、ぜひとも回答して下さい。

賃金・仕事と生活をめぐる討議資料・アンケート

今月が最終集約月です「東京都連2023年賃金・仕事・生活をめぐる討議資料」にもとづき、意見交換とアンケートに取り組みます。コロナ禍での事態も含めて幅広く仲間の声を集めるためにWEBアンケート(上図QRコードからアクセス)も実施します。アンケートの集約締切は最終締め切りを12月23日(金)としています。来年度の組合要求運動の大事な資料になりますので、ご協力をお願いします。

働き方改革対応セミナー後期

講座では、従業員の採用、入社、定着にいたる過程で必要となる労働法の考え方、労務管理の実務、実例をもとに実践的に考えていきます。



日時 第二回 1月26日(木) 19時～
第三回 2月22日(水) 19時～
※第一回に参加してなくても受講できます!

会場 東京土建本部会館・WEB 併用

講師 高田 聡史 社会保険労務士

費用 無料 (事前にお申し込みください)

お申し込みは、港支部にFAX かメールでお願いします。

一緒に考えよう!

事例をもとに考える

- 解雇時のトラブル
- 精神疾患
- 欠勤のあつがい
- 調査が入ったらどうなる

今月の 請願署名 のお願い

いずれも12月23日までに支部事務所へご提出ください

不公平税制を見直し、消費税など大衆減税を求める請願署名

12月末まで取り組みます。大衆減税の実施、インボイス制度の見直し、または延期を求める意見書を政府に提出を求める請願署名を引き続き取り組みます。

9条改憲 NO 全国市民アクション 憲法改悪を許さない全国署名

改憲に意欲を示す政党勢力が衆参で3分の2を超える議席を獲得位しています。しかし、世論調査等では改憲を重視して投票する人わずかです。決して有権者は改憲を委任したわけではありません。いのち・暮らし、平和を守るための署名にご協力をお願いします。

「健康保険証の原則廃止」と「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」の撤回を求める署名

保険証機能の一元化（保険証の廃止）は保険者機能を低下させる懸念があり、組織的にも大きな影響があります。健康保険証廃止やマイナンバーの利活用拡大阻止にむけて、引き続き署名に取り組みます。

年末統一募金

「国民救援会」「東京都障害者団体」「港区労連」などの友好団体から組織強化と活動支援の年末募金の協力要請がありました。今月「募金袋」(右図)を配付しますので、ご協力をお願いします。

当面の集会や宣伝行動、学習会にご協力ください!

コロナ対策により行動提起変更もありますので、急な対応になることをご容赦ください。高齢者・基礎疾患患者・熱や体調不良がある方の参加は控えてください。各自慎重にご判断いただき、マスク着用など予防対策の徹底をお願いします。

1) 東京社保協・中央社保協「社会保障拡充巣鴨駅宣伝」

【日時】12月14日(水) 正午【場所】巣鴨駅前【参加要請】支部1人 1号

2) 総がかり19日行動

【日時】12月19日(月) 午後6時半【場所】衆院第2議員会館付近【参加要請】支部3人 2号

3) 東京2陣 第7回期日行動

【日時】12月22日(木) 正午【場所】東京地裁前【参加要請】支部3人 1号

4) 清水建設虎ノ門・麻布台プロジェクト現場宣伝

【日時】12月23日(金) 午後4時半【集合場所】飯倉片町交差点【参加要請】支部2人 2号

5) 2023 春闘闘争宣言行動・厚労省&日本経団連包囲行動

【日時】2023年1月12日(木) 午前11時~午後1時20分【参加要請】支部2人1号

6) 東京3陣 第11回期日行動

【日時】2023年1月13日(金) 午前10時【場所】東京地裁前【参加要請】支部3人 1号

7) 港原水禁 田町駅頭宣伝

【日時】2023年1月13日(金) 午後6時【場所】田町駅芝浦口【参加要請】支部5人 2号

8) 2023年東京春闘総決起集会(予定)

【日時】2023年1月24日(火) 午後7時~【会場】なかのZERO【参加要請】15人2号

お詫び

先月、港支部 2023 年旗びらき 新年賀詞交換会~新春仕事のネットワークづくり~のご案内を差し上げたところですが、しかし、コロナ第 8 波の感染が広がる中、多くの方をお呼びして飲食を伴う式典の開催には困難が多く伴います。こうした状況を鑑みて旗びらきは中止とさせていただきます。大変申し訳ございません。

2022年12月			2023年1月			2023年2月		
1	木	中執	1	日		1	水	中執 第1回大会準備委員会
2	金	書記局会議	2	月		2	木	
3	土		3	火	休み	3	金	
4	日		4	水	休み	4	土	常任研修
5	月	常任執行委員会	5	木	仕事始め	5	日	
6	火		6	金	常任執行委員会	6	月	常任執行委員会
7	水	執行委員会	7	土	品川支部新年顔あわせ	7	火	
8	木		8	日		8	水	執行委員会
9	金		9	月	成人の日	9	木	
10	土		10	火	執行委員会	10	金	
11	日		11	水	区労連執行委員会	11	土	建国記念の日
12	月	みなと分会執行委員会	12	木	みなと分会執行委員会 福寿会役員会 区労連旗びらき	12	日	
13	火		13	金		13	月	みなと分会執行委員会
14	水	記帳カフェ 区労連執行委員会	14	土		14	火	議案討議
15	木	南部BL書記研修	15	日	拡大中執/旗びらき	15	水	議案討議 シニア群会議
16	金	シニア群会議	16	月	シニア群会議	16	木	予備日 議案討議
17	土	みなと分会忘年会	17	火	書記長主任合同	17	金	
18	日		18	水		18	土	
19	月	支部会計監査	19	木	みなと分会財政部会	19	日	
20	火		20	金	支部旗びらき	20	月	主任書記会議
21	水	後継者対策部会 区労連執行委員会	21	土		21	火	みなと分会財政部会
22	木	みなと分会財政部会	22	日		22	水	分会長書記長会議
23	金	分会長書記長会議	23	月	分会長書記長会議 大田支部旗びらき	23	木	天皇誕生日
24	土		24	火		24	金	
25	日		25	水		25	土	
26	月		26	木		26	日	
27	火		27	金		27	月	
28	水	仕事納め	28	土		28	火	
29	木	休み	29	日				
30	金	休み	30	月				
31	土		31	火	南部ブロック新年会			
2022年12月			2023年1月			2023年2月		

【事務所の閉所日程】

12月15日(木)：南部ブロック書記研修、12月26日(月)：書記局会議

12月29日(水)～2023年1月4日(火)：冬期休暇